

バイオインフォマティクス推進事業 平成20年度版事務処理説明書/様式(大学等) 変更履歴

旧版（修正前）				新版（修正後）			
版名	場所	記述	版名	場所	記述		
平成19年10月22日 h19manual1022.pdf	【参考資料】別添3 別添4	不適正經理等に係る研究費等の執行停止等に関する 規定 研究開発活動の不正行為に係る告発の処理に関する 規則	平成20年7月7日 h20manual0707.pdf	【参考資料】別添3 別添4	不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する 規則 削除		
II. バイオインフォマティクス推進事業と委託研究契約の III. 委託研究費の執行について	3.用語の解説		II. バイオインフォマティクス推進事業と委託研究契約の III. 委託研究費の執行について	3.用語の解説	研究実施期間: 契約書で定める契約期間 研究開発期間: 研究開発課題／研究開発題目の全研究期間		
	3.直接経費について	2)各予算費目の執行に係る ガイドライン ④その他 [4]リース料・レンタル料について ・リース料・レンタル料を前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、既経過期間のみとなります。 [5]光熱水料について ・光熱水料については、原則として間接経費に計上してください。但し、当該委託研究のために専ら使用される施設・設備専用のメーターがある場合などで、その使用料が他の研究や業務と区別して確認できる場合に限り、例外的に直接経費から支出することができま す。 ・直接経費の一定比率を光熱水費として割り当てると いう計上は、直接経費からの支出の対象となりません。 ・占有面積及び機器の消費電量により光熱水費を按 分するという計上は、直接経費からの支出の対象とな りません。 ⑤直接経費と して計上でき ない経費 ・光熱水料。但し、当該委託研究のために専ら使用さ れる施設・設備専用のメーターがある場合などで、そ の使用料が他の研究や業務と区別して確認できる場 合を除く。	2)各予算費目の執行に係る ガイドライン ④その他 [4]リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンスにつ いて ・上記のような費用を前納した場合でも、直接経費とし て計上できるのは、既経過期間のみとなります。 [5]光熱水料について ・光熱水料については、間接経費に計上してください。	3.直接経費について	2)各予算費目の執行に係る ガイドライン ④その他 ⑤直接経費と して計上でき ない絏費 ・光熱水料		
	5.委託研究費の執行期限	表下	※ 人件費における事業主負担分や非課税取引に係 る消費税相当額等の研究機関留保分は、委託研究契 約あるいは覚書にて翌会計年度の当該研究期間が約 定されている場合に限り、上記期限までに支払が完 成していない場合でも、当該人件費や取引に係る支払が 発生した時点での計上が可能です。	5.委託研究費の執行期限	表下	※ 人件費における事業主負担分や非課税取引に係 る消費税相当額等の研究機関留保分は、上記期限ま でに支払が完了していない場合でも、その支払金額が 確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生し た年度での計上が可能です。	
	7.委託研究費の分割払いについて	3)分割払いスケジュール	03月10日迄……返金が発生する場合の事前連絡(研 究機関→JST) 04月01日迄……委託研究費の返還報告書の提出(研 究機関→JST)	7.委託研究費の分割払いについて	3)分割払いスケジュール	03月10日迄……返還連絡書の提出(研究機関→JST) 03月31日迄……返還金の振込(研究機関→JST)	
	8.証拠書類の管理について	2)収支簿の記載方法について ① 物品費：品 名・数量の省	上記にかかわらず、「1品又は1組若しくは1式の金額 が50万円以上」の物品等がある場合は、当該50万円 以上の物品等について委託研究費実績報告書(収支 決算報告書)の「主要な設備備品明細書」に設備備品 名、仕様等を記入してください。	8.証拠書類の管理について	2)収支簿の記 載方法について ① 物品費：品 名・数量の省	上記にかかわらず、「1品(もしくは1式)の金額が50万 円以上」の物品等がある場合は、当該50万円以上の 物品等について収支簿上に全て記載、もしくは、内訳 が確認できる納品書等を添付ください。	

バイオインフォマティクス推進事業 平成20年度版事務処理説明書/様式(大学等) 変更履歴

旧版（修正前）				新版（修正後）				
版名	場所	記述	版名	場所	記述			
平成19年10月22日 h19manual022.pdf	III. 委託研究費の執行について 11.研究費の不正使用、研究機関における管理監査体制、研究活動の不正行為について	I)研究機関における研究費の適切な管理・監査体制整備等について 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合は、対応していただきます。	平成20年7月7日 h20manual0707.pdf	III. 委託研究費の執行について 11.研究費の不正使用、研究機関における管理監査体制、研究活動の不正行為について	I)研究機関における研究費の適切な管理・監査体制整備等について 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります(*). なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照下さい。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm	(*)研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について 本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません) このため、下記ホームページの様式に基づいて、原則として研究開始(契約締結日)までに、各研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(なお、調査調整課競争的資金調整室に提出の際は、提出する封筒に「平成20年度バイオインフォマティクス推進事業の応募に係るガイドライン報告書を中心」と赤字で記載してください。また、提出方法については、今後e-Radなどの電子申請等を利用いただくことになる可能性がありますので、提出にあたっては下記アドレスをご確認ください) 【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm ただし、平成19年10月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。 なお、①平成19年10月から平成20年3月31日までに報告書を提出した場合(平成21年度以降も事業を実施する場合に限ります。)は平成20年秋頃に、②平成20年4月1日以降に報告書を提出した場合(平成22年度以降も事業を実施する場合に限ります。)は平成21年秋頃に、それぞれ再度の報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。 また、報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託研究費の配分を中止することがあります。		

バイオインフォマティクス推進事業 平成20年度版事務処理説明書/様式(大学等) 変更履歴

旧版（修正前）				新版（修正後）			
版名	場所	記述	版名	場所	記述	記述	
平成19年10月22日 h19manual1022.pdf	III. 委託研究費の執行について 12.各種報告書の提出および委託研究費の返還について 2)委託研究費の返還について	<p>額の確定以前に、研究進捗上の都合等により、直接経費を返還する場合は、その額によらず確認でき次第速やかに(遅くとも当該年度の3月10日まで)、返還連絡書により返還額をJSTに連絡の上、当該直接経費に相当する間接経費を加えた額を4月1日までにJSTへ返還してください。</p> <p>委託研究費の返還については、巻頭記載の指定口座に振込んでください。その際の当該振込に係る手数料は研究機関でご負担ください。</p>	平成19年10月22日 h19manual1022.pdf	III. 委託研究費の執行について 12.各種報告書の提出および委託研究費の返還について 2)委託研究費の返還について		<p>年度末においては、必ず各委託研究の執行状況を調査の上、返金の見込を返還連絡書【経理様式6】により当該年度の3月10日までに報告してください。(執行状況の調査を徹底下さい。)</p> <p>委託研究費の返還については、当該直接経費に相応する間接経費を加えた額を3月31日までに巻頭記載の指定口座に振込んでください。その際の当該振込に係る手数料は研究機関でご負担ください。</p>	
(別添2)証拠書類一覧	納品・検収・支払	納品書(完了報告書) 請求書	(別添2)証拠書類一覧	納品・検収・支払		納品書(完了報告書) 単品納品書 請求書 ※単品納品書:納品の都度発行される納品書	
【経理様式1】 委託研究費実績報告書			【経理様式1】 委託研究費実績報告書			戦略的創造研究推進事業のフォーマットに準じています。（＊理事名はBIRDと戦略とは異なります。）	
【経理様式4】 間接経費執行実績報告書		(単位:円)	【経理様式4】 間接経費執行実績報告書			(単位:千円) 記入例を追加	
知財様式1		独立行政法人 科学技術振興機構 分任契約担当者 理事 水上 政之 殿	知財様式1			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 通知内容に著作物を追加 出願・譲渡・著作物それぞれ専用の表へ記入する書式へ修正 記入例を追加	
知財様式2		独立行政法人 科学技術振興機構 分任契約担当者 理事 水上 政之 殿	知財様式2			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 記入例を追加	
知財様式3		独立行政法人 科学技術振興機構 分任契約担当者 理事 水上 政之 殿	知財様式3			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 記入例を追加	
知財様式4		独立行政法人 科学技術振興機構 分任契約担当者 理事 水上 政之 殿	知財様式4			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 記入例を追加	
知財様式5		独立行政法人科学技術振興機構 理事長 殿	知財様式6			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 記入例を追加	
知財様式6		独立行政法人科学技術振興機構 理事長 殿	知財様式6			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 記入例を追加	
知財様式7		独立行政法人科学技術振興機構 理事長 殿	知財様式6			独立行政法人 科学技術振興機構 理事長 北澤 宏一 殿 記入例を追加	